

# 平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ

平成29年1月6日  
独立行政法人日本学生支援機構

日本学生支援機構が新たに実施する給付型奨学金については、平成29年度に大学・短大・高等専門学校・専門学校に進学する方のうち、以下の方を対象に給付を開始する予定です。新しい制度の詳細については、関係する予算及び法令の成立後、進学先の大学等を通じてお知らせする予定ですが、現在の予算案の制度内容は以下の通りとなっていますので、進路決定に当たっての参考としてください。

## 対象となる方

### (1) 住民税非課税世帯の生徒

保護者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の両方が住民税非課税の世帯の生徒（現在高校生等奨学給付金を受給している方は対象）で、以下の基準に該当する方

- ①平成29年度に私立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学し、自宅外からの通学となる場合
- ②学力・資質基準：各学校の教育目標に照らして、十分に満足できる高い学習成績を収めている場合

### (2) 社会的養護が必要な生徒（児童養護施設や里親などの下で生活している生徒）で、以下の基準に該当する方

- ①平成29年度に国公立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学する場合
- ②学力・資質基準：以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の学校長から推薦を受けられる場合
  - ・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
  - ・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

## 給付額

○月額4万円

○社会的養護が必要な生徒は、入学金相当額として24万円を追加給付

※社会的養護が必要な方で、国公立に通う場合の給付月額が3万円（国立で授業料免除を受けた場合は減額となる予定）

※毎年度、学業の状況を確認したうえで給付が確定

## 申請の手続き

○高等学校等での在学中に申請の手続きは必要ありません。

○大学等への進学後、進学先の学校を通じて申請することを予定しています。

○申請の際には、高等学校等からの推薦書及び成績表の提出を求めることを予定しています。

## その他

○その他、不明な点がある場合には、日本学生支援機構のホームページ（<http://www.jasso.go.jp/>）をご確認ください。

生徒配付用